

環境基本計画の進捗状況の第 2 回点検結果について（素案）

はじめに

現行の環境基本計画は、「理念から実行への展開」を一つの留意点として平成 12 年 12 月に閣議決定されました。この中で、地球温暖化対策など重点的に取り組むべき 11 の分野を戦略的プログラムと定め、現状と課題、目標、施策の基本的方向及び重点的取組事項を示しています。

第 2 回目となる今回の点検では、「地球温暖化対策の推進」、「環境への負荷の少ない交通に向けた取組」、「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」、「生物多様性の保全のための取組」、「社会経済の環境配慮のための仕組みの構築に向けた取組」の 5 分野を重点点検項目として、これらを中心に点検を行いました。また、各府省が環境配慮の方針を策定することを前提として、各府省の自主的な点検結果を踏まえるとともに、地球温暖化対策推進大綱及び新・生物多様性国家戦略の点検結果を活用しました。

このうち、初めて重点点検項目となる「環境への負荷の少ない交通に向けた取組」、「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」、「社会経済の環境配慮のための仕組みの構築に向けた取組」については、平成 12 年 12 月の第二次環境基本計画の策定からこれまでの施策を対象としています。また、第 1 回点検でも重点点検項目として取り上げた「地球温暖化対策の推進」、「生物多様性の保全のための取組」については、平成 14 年 7 月の第 1 回点検からこれまでの施策を対象としています。

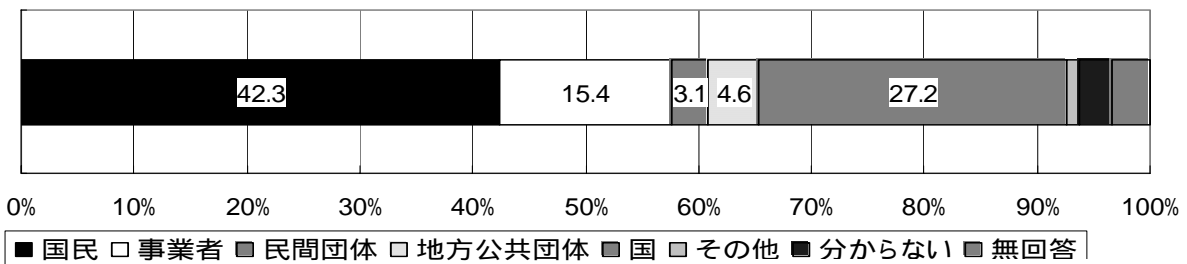
全般的評価

1. 各主体の状況

環境問題の解決には、国民、事業者、民間団体、地方公共団体等の各主体の果たすべき役割は大きく、積極的な行動が期待されます。各主体へのアンケート調査や地方ヒアリングから、以下のような課題や傾向が明らかになっており、今後は、これらを踏まえて、各主体のより積極的な環境保全行動を促すような施策を講じる必要があります。

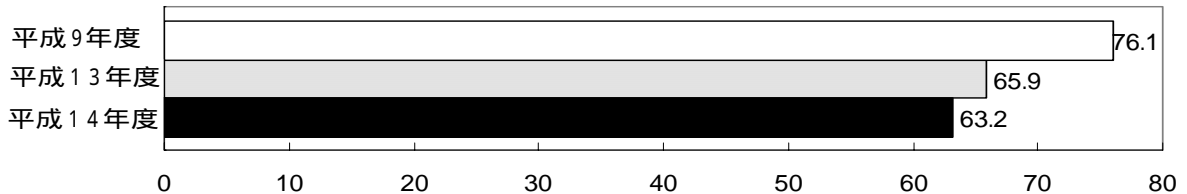
環境保全に重要な役割を担う主体は国民であると考えている人は、4 割を超えています（図 1）。一方、環境保全活動に関する行動に積極的に参加したいと答える人の割合は、平成 9 年度の 76% から平成 14 年度は 63% に減少しており（図 2）、国民の自主的な参加を促す必要があります。

(図1) 環境保全に重要な役割を担うもの



(出典：環境省「環境にやさしいライフスタイル調

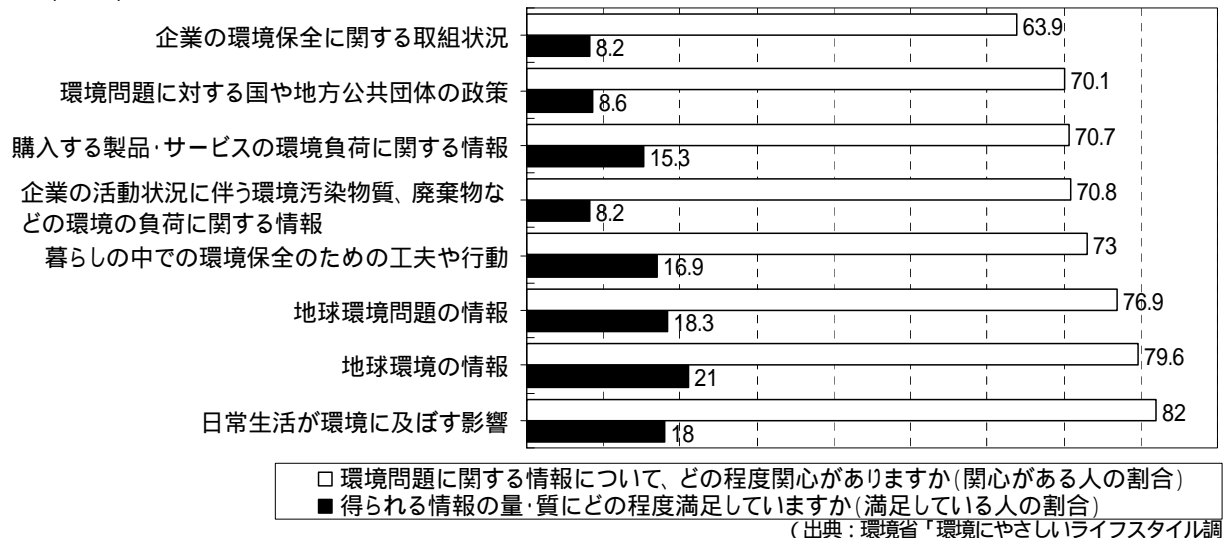
(図2) 環境保全に関する行動に積極的に参加したい人の割合



(出典：環境省「環境にやさしいライフスタイル調

国民の環境情報への関心は総じて高いものの、満足度は低い状況にあり、ますます(図3)。国民が環境保全に関する行動に積極的に参加し、その結果として環境負荷の低減につながるよう、今後、国、地方公共団体、企業など各主体が、国民への対して的確に情報提供を充実する行っていく必要があります。

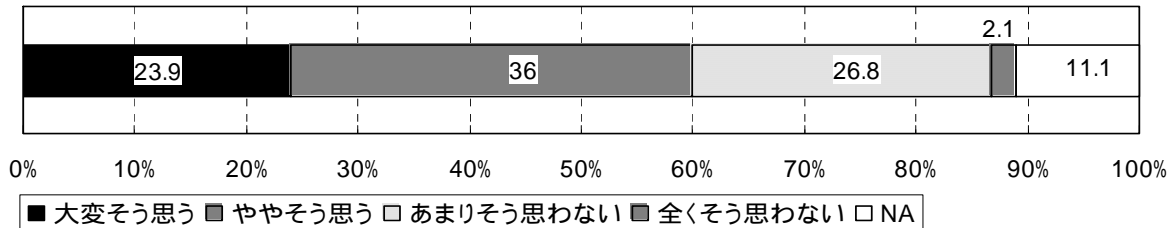
(図3) 環境情報への関心の高さ、満足度について



(出典：環境省「環境にやさしいライフスタイル調

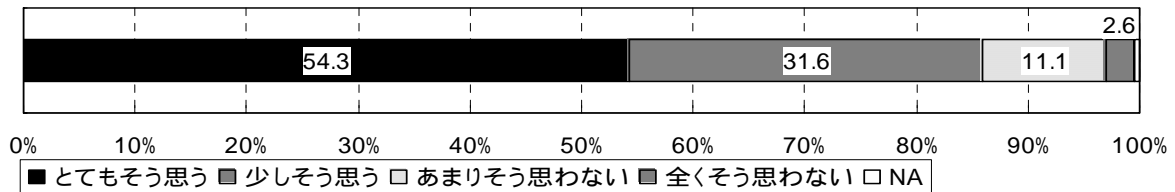
環境保全に取り組むことが経済発展につながる、環境を守ると生活が豊かになるという認識が、大人・子供ともに多く見られます(図4・5)。今後は、このような国民の意識を踏まえ、環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することによって環境も良くなっていくような関係を築いていく必要があります。

(図4) 大人対象 (環境の保全の取り組みを進めることは経済の発展につながると思う)



(出典: 環境省「環境にやさしいライフスタイル調

(図5) 子供対象 (環境を守ると生活が豊かになる)



(出典: 環境省「環境にやさしいライフスタイル調査(子供エコアンケート)」)

事業者の環境ビジネスに対する関心は非常に高いものの、「消費者の関心が低い」、「情報が入手できない」等の問題点が指摘されており、います。消費者の環境行動の促進、情報発信の促進、住民やNPOなどの幅広い主体との連携・協働等により、環境ビジネスの振興に取り組んでいく必要があります。

民間団体が取り組む環境保全活動を充実させるための主な課題として、資金調達、スタッフ育成・確保、会員の増加や他主体との連携・協働が挙げられ、国に期待する支援策としては、「資金援助」、「情報交換の場・機会の提供」や「行政情報の提供」などが求められています。

地方ヒアリングでは、水道水源保全事業、資源リサイクル運動、環境美化等に関して積極的に取り組む地方公共団体などの報告がありました。環境面での地域資源を的確に把握し、環境保全のための主体間の連携を築く上で、地方公共団体の役割は重要です。今後、このような取組の**拡がり**が期待されますを促進する必要があります。

2. 各府省の状況

今回の点検では、各府省から自主的 point 検査結果の報告を受けました。各府省において環境保全に関する様々な施策が着実に進んでいることは評価できます。

しかし、いくつかの府省では未だに環境配慮の方針が策定されていません。前回の点検においては、環境基本計画の効果的実施のため、各府省の自主的な点検結果を踏まえて中央環境審議会の点検が実施できるよう、各府省が早急に環境配慮の方針を策定する必要があることを指摘しました。それにもかかわらず、今回の点検までに環境配慮の方針を策定した府省は、環境省、総務省、公害等調整委員会、国土交通省、防衛庁、農林水産省、法務省、外務省、文部科学省、財務

省（P：作成見込み）、内閣府の10省庁11府省にとどまっています。環境配慮の方針は、自らの行動への環境配慮の織り込みに努めることを明らかにするものであり、その推進を図るための環境管理システムの導入とともに、環境基本計画の効果的実施のため必要なものです。したがって、環境配慮の方針が未策定の府省庁は、中央環境審議会が効果的に点検を行うことができるよう、速やかに次回の点検までに環境配慮の方針を策定する必要がありますべきです。

また、施策の効果が定量的に把握されていないことが多いため、施策の進捗状況の評価が十分にできない状況にあります。各施策の目標に対する達成状況を明らかにするためには施策効果を定量的に把握するための分析手法の確立が必要です。

さらに、こうした分析には定量的なデータが必要ですが、統計データは十分に整備されておらず、データが存在したとしても、とりまとめまでに時間を要するという問題点も見受けられます。施策の進捗状況をより効果的に評価するために、基礎的な統計情報の整備・充実やそのための体制づくりを考えるべきです。また、施策の費用対効果が必ずしも明らかでないなどの課題もあり、今後の検討が必要です。

3. 重点点検分野以外の主な取組状況

~~なお~~今回の点検の重点点検分野ではありませんが、「物質循環の確保と循環型社会の形成に向けた取組」の分野では、循環型社会形成推進基本計画が策定され、施策の基本的な方向が示されました。今後は、循環型社会の形成に向けて、計画に定められた循環型社会のイメージや数値目標を達成するため、すべての主体がパートナーシップの育成を図りつつ、循環型社会の形成に関する取組を総合的に進めていくことが必要です。

また、「化学物質対策の推進」の分野では、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」の改正により、化学物資の動植物への影響に着目した審査・規制制度等が導入されるとともに、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、平成13年度PRT Rデータが本年3月に公表されました。今後は、改正化学物質審査規制法に基づく審査・規制の実施や、化学物質排出把握管理促進法に基づくPRT R制度の円滑な運用など、化学物質対策の一層の推進が必要です。

さらに、「環境教育・環境学習の推進」の分野では、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定されました。環境教育・環境学習は、各主体の環境に対する意識を高め、具体的な行動への環境配慮の織り込みを促進するものであり、地球温暖化対策や生物多様性の保全などの各分野においても、政策推進のための有効な手段です。今後は、この新たに制定された法律を踏まえ、環境教育の推進へ向け、早急に法律に基づく基本方針を定め、法律に関連する各種施策の充実を図ることにより、具体的に各主体の環境保全に関する行動へつなげていくことが必要です。

各論

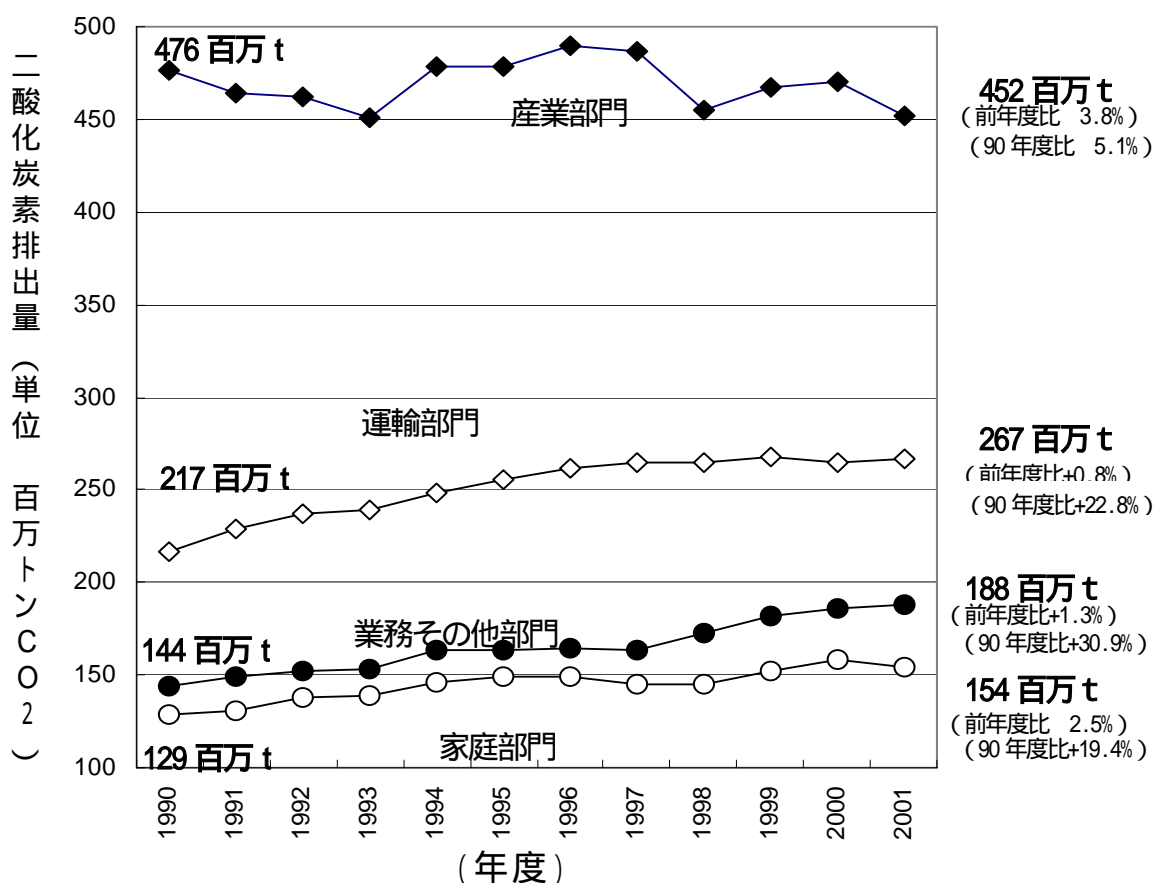
1. 地球温暖化対策の推進

(1) 現状

平成13年度における我が国の温室効果ガス排出量は、鉱工業生産活動が減少したことや、暖冬の影響等もあり、前年度に比べ約2.5%減少しました。

しかし、依然として基準年(原則1990年)の排出量を5.2%上回っており、京都議定書の6%削減約束達成のためには、合計約11%の削減が必要となっています。また、業務その他部門、家庭部門、運輸部門における二酸化炭素排出量は、依然として増加傾向にあります(図6)。

(図6)



今後、算定方法の改善により、変動の可能性がある。

今年の夏は、日本は低温、欧州は高温と平年とは大きく異なるものでした。現在の科学的知見では、個々の異常気象と地球温暖化との因果関係を明確にするには至っていませんが、このまま有効な対策が行われず、地球温暖化が進行すると、洪水や旱魃などの異常気象が増加するし、人

類の生存基盤に大きな影響を与えることが指摘されています。

(2) 環境基本計画の施策の基本的方向

増加基調にある温室効果ガスの総排出量を減少基調に転換し、京都議定書の6%削減約束の達成、さらなる長期的、継続的な排出削減を目指すこと。

京都議定書の早期発効を目指すとともに、先進国・途上国を含むすべての国の地球温暖化問題への対応を促すこと。

(3) 主な取組状況

昨年5月に地球温暖化対策推進法を改正し、同年6月に京都議定書を締結した我が国においては、昨年3月に策定した地球温暖化対策推進大綱に掲げられた対策全般にわたって施策の進展が見られました。

産業部門について、各種審議会での審議、工場総点検等による各業種・団体の自主行動計画のフォローアップが行われました。(社)日本経済団体連合会によるフォローアップ結果においては、平成13年度のCO₂排出量は、4億8,370万t-CO₂となり、1990年度比3.2%の減少となりました。

民生部門について、ガス・石油機器等7機器がトップランナー基準対象機器に追加されました。また、住宅性能表示制度、特定建築物の新築・増改築時の省エネルギー措置の届出の義務付け等による省エネルギーに配慮した住宅・建築物の普及が進められています。

運輸部門について、自動車税のグリーン化、補助制度等による低公害車、低燃費車の普及促進や、ETC整備等の交通流対策、モーダルシフト・物流効率化に向けた実証実験、公共交通機関の利用促進等が進められています。

今年4月より電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)が本格的に完全施行され、新エネルギーの市場拡大が図られています。電気事業者に対して、販売電力量に応じて一定割合の新エネルギー等を利用して得られる電気を利用する義務が課せられました。

エネルギー等の特別会計のグリーン化が一層促進され、新エネルギー対策、省エネルギー対策、京都メカニズムの活用等の取組が強化されました。

昨年来の一連の不正問題を受けて、国民の信頼回復及び再発防止を含め、国際的な水準の安全規制を行うため、原子力発電所の安全規制に関する法改正などの最大限の努力が講じられました。

非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出抑制対策として、循環型社会形成推進基本計画の策定等の対策が講じられました。具体的には、平成22年度における循環利用率の4割向上(平成12年度比)等の物質フロー目標や、一人一日あたりのごみ排出量の20%

削減等の取組目標が定められました。

総合科学技術会議の地球温暖化イニシアティブのもとで、総合的な技術開発が推進されました。

国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進として、政府、46の都道府県及び1,016の市町村（平成14年度末累計）が、温室効果ガス総排出量を削減する等の目標を掲げた実行計画を策定しました。また、環境大臣や各界のオピニオンリーダーからメンバー構成される環の国くらし会議の各地での開催など、国や地方公共団体、NGOを中心として、国民の一人ひとりの自発的な取組が促されるとともにライフスタイルの変革に向けた国民運動が展開されました。

地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の策定等を通じた森林の整備・保全、木材利用の推進等が行われたほか、バイオマス・ニッポン総合戦略の策定を通じたバイオマスの利活用が推進されました。

地球温暖化対策推進本部の下に京都メカニズム活用連絡会が設置され、共同実施（JI）及びクリーン開発メカニズム（CDM）事業の承認のための手続き等が決定され、5つの事業が承認されたほか、国別登録簿の整備が着手されました。

平成13年10月に設置した中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会の地球温暖化対策税制専門委員会では、温暖化対策税の制度的論点についての検討を行ってきたところであり、平成15年8月に「温暖化対策税制の具体的な制度の案～国民による検討・議論のための提案～（報告）」を取りまとめ、公表しました。

（地球温暖化対策推進大綱の進捗状況の詳細については、8月29日地球温暖化対策推進本部点検結果を参照）

（4）今後の課題

＝ 排出割合の高い産業部門はもとより、増加傾向にある業務その他部門、家庭部門、運輸部門については、定量的な評価を踏まえて必要な対策を強化する必要があります。

＝ 全ての市町村における実行計画の策定を急ぐとともに、国民の行動に結びつく情報の提供を一層強化し、地域における市民や事業者の地球温暖化対策への「参加」や、環境教育を更に進め、社会経済システムやライフスタイルの変革を通じて、温室効果ガスの排出削減につなげていくことが重要です。

＝ 来年は、第2ステップへ向けた大綱の評価・見直しの年であり、第1ステップにおいてどれだけの成果を上げたのかの透明で定量的な評価を行い、第2ステップの対策策定への判断材料を提供すべきです。

京都メカニズム（共同実施（JI）、クリーン開発メカニズム（CDM）及び排出量取引）の活用に必要な制度のあり方の検討を進めることが必要です。

税、課徴金等の経済的手法については、温暖化対策推進大綱に基づき進められている現行対策の評価の結果必要とされた場合に備え、他の政策手法との組合せ・比較を検討しながら、環境保全上の効果、マクロ経済・産業競争力等国民経済に与える影響、諸外国における取組の現状等の論点について、様々な場で引き続き総合的に議論することが必要です。

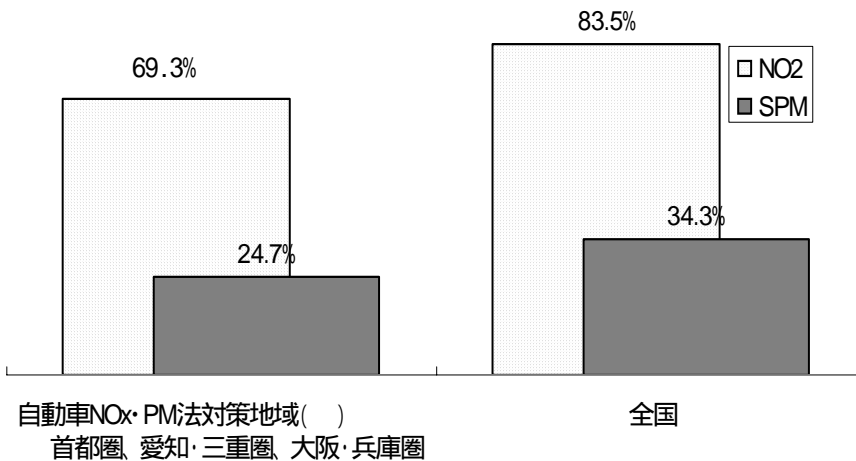
＝ 地球温暖化対策の幅広い国際的連携の確保のため、ロシアに対する京都議定書の批准のより一層の働きかけを行うとともに、政府間協議やセミナー等を通じた米国への働きかけ、途上国との対話及び支援を引き続き行い、次の約束期間2013年以降の枠組みにおいては、すべての国が参加するルール構築に努力する必要があります。また、京都メカニズムの活用に必要な制度のあり方の検討を進めることが必要です。

2. 環境への負荷の少ない交通に向けた取組

(1) 現状

大気に係る環境基準の達成状況は、自動車交通量が多く交通渋滞が著しい大都市地域を中心として、厳しい状況にあります(図7・8)

(図7) 自動車排出ガス測定局における大気環境基準達成状況
(平成14年度)



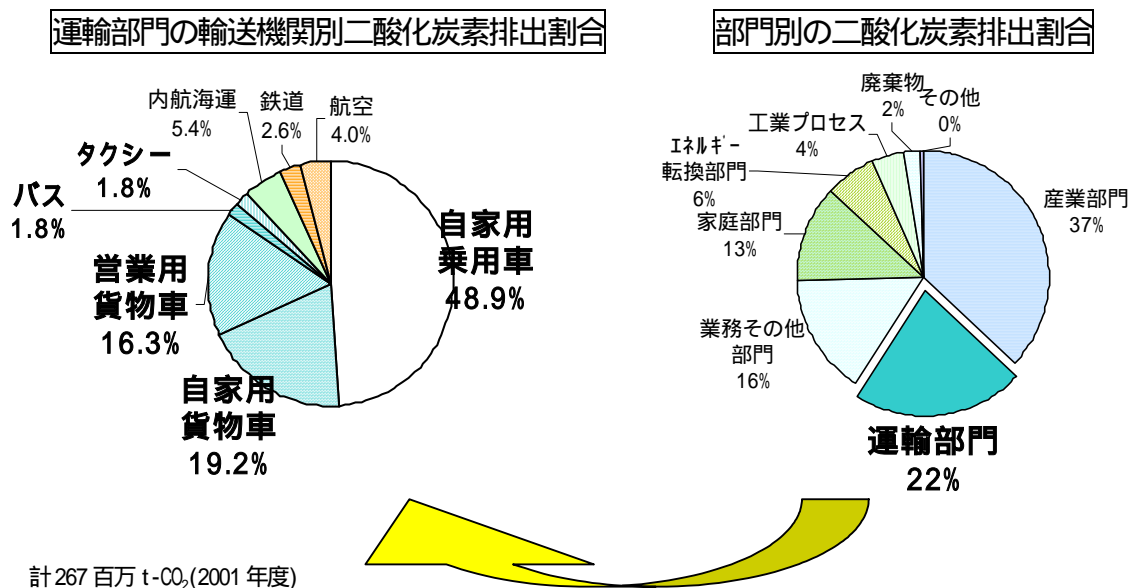
(図8) 都道府県別1km当たり渋滞損失時間



(出典：国土交通省)

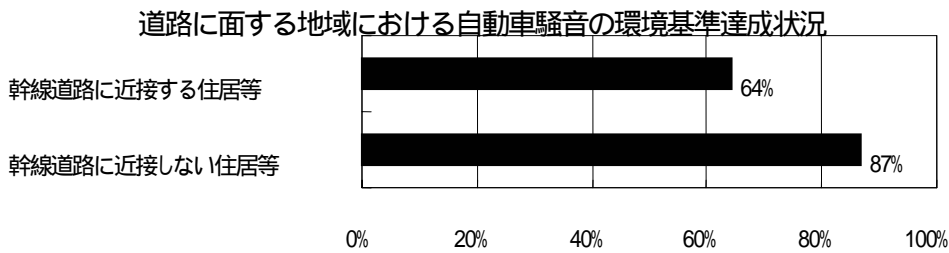
運輸部門から排出される二酸化炭素の量は、わが国における二酸化炭素排出量全体の約2割を占めており、運輸部門の約9割を、自動車からの排出量が占めています(図9)

(図9)



騒音に係る環境基準の達成状況は、幹線道路に面する地域を中心に、依然として厳しい状況です（図10）。

（図10）



全国1,487千戸を対象（2001年度）

交通に起因する環境問題は、主として自動車交通を中心として引き起こされており、自動車単体対策の強化や大都市地域における自動車NOx・PM法に基づく車種規制等が行われていますが、環境への負荷の少ない交通体系の構築にあたっては、自動車単体対策の強化のほか公共交通機関等の社会基盤整備が進んでいる大都市とそうでない都市の構造や特徴を踏まえ、自動車交通需要の調整・低減や自動車への過度な依存の低減を考慮した街づくり、事業活動、生活様式の変革等も含めた総合的な対策を講じる等、~~抜本的な対策強化を推進し、自動車への過度な依存の低減を考慮した街づくり、事業活動、生活様式の変革等に取り組んでいく~~必要があります。

（2）環境基本計画における施策の基本的方向

自動車単体対策の推進

事業活動や生活様式の変革

交通による環境負荷の少ない都市、交通システムの整備

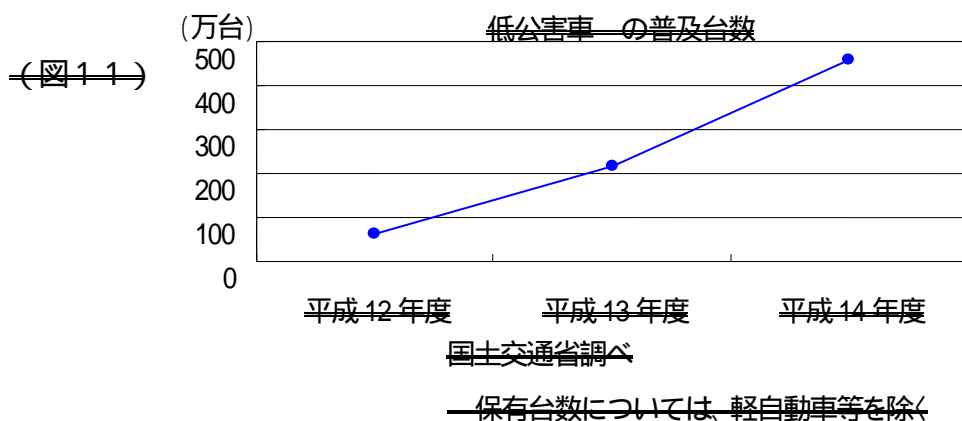
経済的手法の活用

（3）主な取組状況

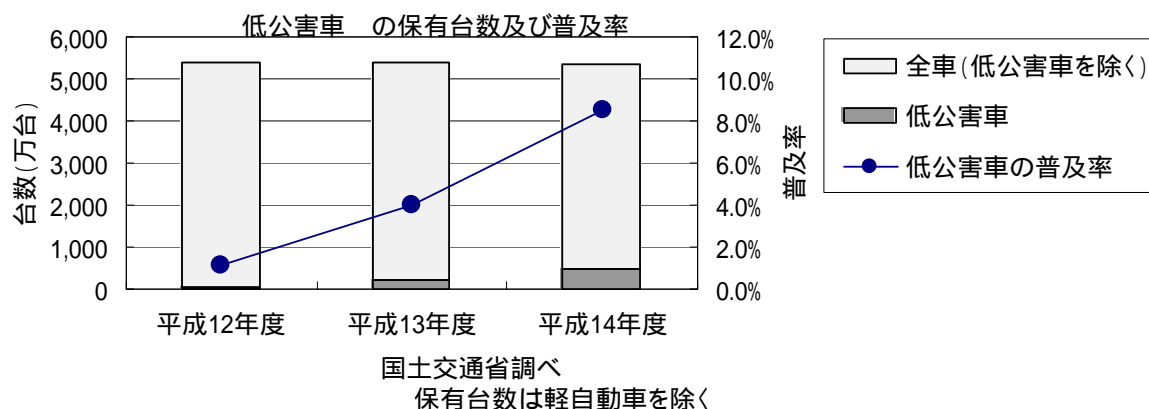
世界で最も厳しい新長期規制が平成17年から実施されるなど、自動車単体の排出ガス規制が強化されています。また、ガソリン中の酸素分等の許容限度が新たに設定されるほか、軽油中の硫黄分が平成19年には10ppmへ低減されるなど、自動車燃料に係る品質規制が強化されます。さらに、ディーゼル自動車の平成17年規制以降の排出ガス低減目標及びその達成時期について、新長期規制の導入、自動車NOx・PM法の車種規制の実施及び交通流対策による大気環境改善効果等を評価検証しつつ、可能な限り早期に結論を得るべく、技術的な評価を踏まえ、検討が進められ

ます。

自動車NOx・PM法に基づく総量削減計画の進行管理、車種規制及び事業者指導が着実に実施されるとともに、同法対策地域において走行する大型ディーゼル車を保有する者や対策地域内等の地方公共団体等に対してディーゼル微粒子除去装置の装着に係る費用の補助が実施されています。政府の一般公用車の全てを平成16年度末までに低公害車化するなど、実用段階にある低公害車の普及が進められています。低公害車の導入に対する補助や自動車税のグリーン化等の税制の活用等により、平成15年3月末における全国の低公害車の保有台数は約458万台となっています（図11）。また、排ガスがゼロかゼロに近く、二酸化炭素の排出量を大幅に低減した次世代低公害車の開発を進めます。排ガスの大幅低減や、燃費性能の向上、環境負荷物質削減、リサイクルしやすい等の観点からの自動車の開発が進められています。さらに、燃料電池自動車については、燃料電池自体の技術開発や水素ステーションの運転を含めた公道走行実証実験等が行われることにより、実用化が推進されるとともに、その普及に備え、国と民間事業者等が連携しつつ、水素の安全性等に関する技術データの取得が進められ、平成16年度末を目標に技術基準の見直し等の規制の再点検が行われます。



(図11)



モーダルシフト・共同輸送等による物流の環境負荷低減策として、幹線物流において一定の効果が認められる実証実験について、荷主・物流事業者に対して補助金を交付する支援制度が平成14年度より実施されており、平成15年度は年間約2万トンの二酸化炭素排出削減が見込まれてい

ます。廃棄物等のリサイクル拠点や廃棄物処理場への運搬による環境負荷を低減する静脈物流システムの構築を図るため、広域的なリサイクル施設の立地に対応したリサイクルポートが全国18港に形成されます。また、輸送効率を向上し、環境負荷を低減する次世代内航船の実用化が、平成18年度までに行われます。

公共交通機関の整備やサービス・利便性の向上、さらに交通結節点の整備により、自家用自動車から公共交通機関への利用転換を促進するほか、交通行動の変更を促し、交通混雑の緩和を図る交通需要マネジメント施策の推進が図られています。地域における自動車交通の調整、交通サービスの改善等を行う実証実験に対して、渋滞緩和・環境対策上等の有効性等が見込まれるものについては、認定され事業費の一部が補助されています。

VICS（道路交通情報通信システム）のサービスが平成15年2月末までに全都道府県で開始されるとともに、ETC（ノンストップ自動料金支払いシステム）の整備が推進されています。また、住宅地域に集中した自動車交通を、有料道路の料金割引により、住宅の少ない地域の有料道路へ転換を促し、住宅地域の沿道環境の改善を図る環境ロードプライシングが試行されています。

道路に面する地域における騒音評価及び振動評価が適切に行われ、長期的に環境基準を達成することを目指し、特に沿道環境が厳しい箇所を中心に、低騒音舗装の敷設、環境施設帯の整備、遮音壁の設置等の沿道環境対策が実施されています。

（4）今後の課題

今後も引き続き、自動車排出ガス規制、次世代低公害車の開発・普及等についても検討を進めるとともに、各種の実験的な取組の成果を着実に積み重ね、環境負荷軽減に効果のある施策の構築や技術基盤整備を行うことが必要です。また、今まで未規制であった船舶からの排出ガス対策についても、その低減に向けた国内法制化、新技術開発・普及を一体的に進める必要があります。

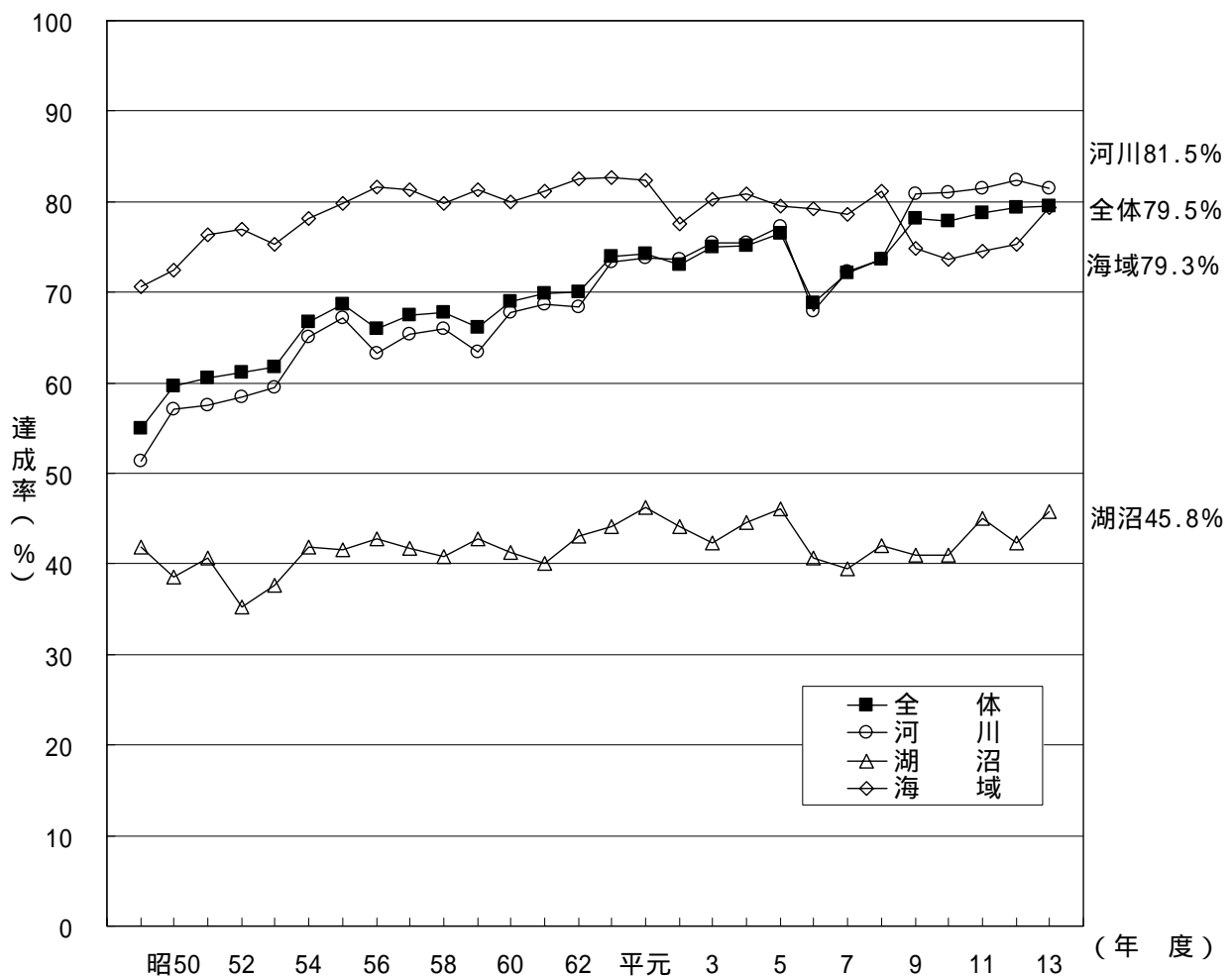
環境負荷低減にも配慮した土地利用の適切な誘導や、低公害車の駐車場料金割引やロードプライシング等の経済的手法を活用することによる、環境負荷の少ない交通手段への転換を促進する方策とその実施について、さらなる検討を進める必要があります。

3. 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組

(1) 現状

我が国の水環境は、健康項目（カドミウム、水銀等の重金属類やトリクロロエチレン等の有機塩素化合物等の26項目について環境基準を設定。）については、工場・事業場に対する排水規制が行われ、現在ではほぼ全国的に環境基準が達成されている良好な状態にあります（平成13年度の健康項目の達成率は99.4%）。一方、生活環境項目のうち、河川の水質項目であるBOD（生物化学的酸素要求量）及び並びに湖沼及び海域の水質項目であるCOD（化学的酸素要求量）に代表される有機汚濁は、徐々に改善の傾向にあるものの環境基準の達成率はなお低く、特に湖沼及び閉鎖性海域では更なる改善努力が必要です。良好な水環境を保全していくためには、このような汚濁負荷の一層の低減に加え、環境保全上健全な水循環の確保という視点に立った取組を進めることが必要となっています（図12）。

（図12） 生活環境項目（BOD又はCOD）の達成状況の推移



地盤沈下については沈静化の傾向にあります（図13）。しかし都市部等では地下水位が低く

での検討及び整理が行われてきました。

同会議において、平成15年10月に、これまでの成果を活かし、「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」が策定されました。これは、水循環の健全化に向けて地域で実践している主体に対し、どのような目標やプロセスで実際に取り組むのかについて、地域が主体的・自立的に考え、具体的な施策を導き出すための基本的な方向や方策のあり方を示したものです。

また、国における取組と並行して地方公共団体においても、水循環の健全化を図り湖沼等の水質保全を促進するための計画策定努力が、地域の幅広い関係者の参画の下に進められる例が見られ、本年7月には千葉県で「手賀沼水循環回復行動計画」が策定されました。さらに、水循環健全化に向けた調査で検討された施策が既に事業化された事例もあります。

一方、健全な水循環系の構築に寄与する事業が地域の実情に応じて様々に展開されてきています。主なものは次のとおりです。

- ・ 山間部においては、水源のかん養機能が発揮される森林の整備が進められており、複層林等多様な森林が、平成12年度から平成14年度までの累積で13万haが造成されました。農村及び都市郊外部においては、水源かん養に重要な役割を果たす里地や棚田を保全するため、里地棚田保全整備事業が平成15年度から実施されています。
- ・ 都市部においては、水資源開発の一環として浄化用水を汚染が進んだ公共用水域に導入する努力も進められています。具体的には利根川より毎秒最大10m³の水を北千葉導水路を經由して手賀沼に導水する事業が平成12年4月から開始され水質改善を加速しています。

また、地下水かん養能力の保全・向上のために、地下水位の低下が見られる地域及びその周辺地域を対象に地下水かん養を図る施設の設置を推進する市町村に対しても補助が行われています。

- ・ 平成8年度から14年度までを計画年次とする第8次下水道整備七箇年計画が推進され、普及率は54%から65.2%まで上昇し、処理人口は約1,600万人増加しました。また、水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域、汚濁が進んだ湖沼流域、国民の健康と安全に大きな影響を与える水道水源域等に重点を置いて、関係省（国土交通省、農林水産省、環境省）が連携して汚水処理施設の整備を推進しています。
- ・ 海域における藻場・干潟の創造・回復の努力も進められ、造成技術の開発や生態回復効果の把握を進めるための調査・研究と並んで、港湾での藻場・干潟回復事業や水産動植物の生育環境の創出を目的とした水産基盤整備事業が実施されています。平成14年度には18の港湾での藻場・干潟造成が進められ、水産基盤整備事業により造成された藻場・干潟の規模は892haでした。

(4) 今後の課題

これまで関係省庁連絡会議において行ってきた調査等により、健全な水循環系の概念等についての共通認識の形成、今後の連携・協力のあり方等についての検討、整理を行ってきました。今後は「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」を参考としつつ、各流域における計画の策定や、具体的な取組を進めていくことが重要です。この際、地域の取組を推進する際の基本的な考え方として、行政分野間での連携とともに、計画の初期段階から地域住民等をはじめとする様々な主体の参画と連携の促進等が重要です。

その際に国としては、前述の関係省庁連絡会議等を通じて必要なデータ・知見の整備を進めつつ、環境保全上健全な水循環計画の策定など流域単位の取組を支援するとともに、健全な水循環の確保に向けた各種施策の着実な実施を図っていくことが必要です。

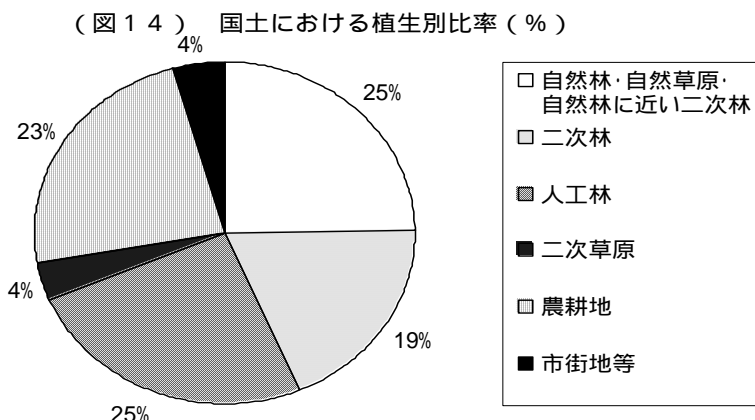
また、計画の策定に当たっては、地方自治体、NPO等様々な主体の参加・協力を図るとともに、その実施段階においても地域や流域に身近な主体が積極的に参加できるような仕組みづくりに留意し、健全な水循環系の構築に向けた機運の高揚等を図っていくことが必要です。

さらに、関係者で共有された将来像や基本的方向等を効果あるものにするため、健全な水循環に関する計画と土地利用に関する計画、まちづくりに関する計画、防災に関する計画、環境保全に関する計画、森林に関する計画、農地に関する計画等の関連分野の諸計画は、整合あるものとしていくことが重要です。

4. 生物多様性の保全のための取組

(1) 現状

植生タイプが国土面積に占める割合は、森林等（自然林、自然草原、自然林に近い二次林、二次林、植林地）は全国土の69%を占めており、そのうち自然林、自然草原、自然林に近い二次林は25%で、国土面積の4分の1となっています（図14）。



沿岸域における1970年代末から、1995年頃までの変化としては、干潟の面積は約マイナス10%、自然海岸延長は約マイナス7%となっています（表1・2）。

表1 干潟の面積の推移

| | 昭和53年(1978) | 平成7年(1995) ¹ |
|--------------------------|-------------|-------------------------|
| 干潟の面積 (km ²) | 553 | 496 |

兵庫県及び徳島県については、平成元～3年度（1989～1991）調査時データを使用。

表2 自然海岸の延長推移

| | 昭和53年(1978) | 平成6年(1994) ² |
|---------------------|-------------|-------------------------|
| 海岸線の改変状況 自然海岸延長(km) | 18,967 | 17,660 |

兵庫県については、平成5年度（1993）調査時データを使用。

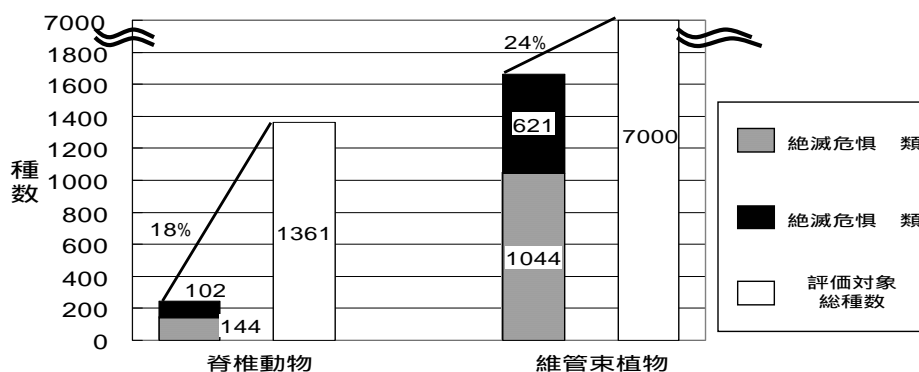
— 国立公園、国定公園は合わせて国土の約9%を占め、都道府県立自然公園と合わせると国土の約14%を占めています。このうち、開発行為に許可が必要となる特別保護地区及び特別地域は国土の約7%を占めています。一方、鳥獣保護区については、国設鳥獣保護区、都道府県設鳥獣保護区を合わせて国土の約1割を占めますが、開発行為に対して規制力のある特別保護区については、国土の約0.7%にとどまります（表3）。

(表3) 保護地域の箇所数と国土面積に占める割合(%)

| 保護地域 | 平成12年3月 | 平成15年3月 | 箇所数の増減 |
|------------|---------------|---------------|--------|
| 国立公園 | 28公園(5.4%) | 28公園(5.5%) | 0 |
| 国定公園 | 55公園(3.6%) | 55公園(3.6%) | 0 |
| 都道府県立自然公園 | 307公園(5.2%) | 308公園(5.2%) | 1公園 |
| 国設鳥獣保護区 | 54箇所(1.3%) | 56箇所(1.3%) | 2箇所 |
| 都道府県設鳥獣保護区 | 3,829箇所(8.3%) | 3,871箇所(8.4%) | 42箇所 |

— レッドリストでは、絶滅のおそれのある種(絶滅危惧種 類及び 類)に分類されている種が脊椎動物で246種、維管束植物で1,665種であり、日本で確認されている種のうち2割前後が絶滅危惧種に選定されています(図15)。

(図15) 我が国の絶滅危惧種



(2) 環境基本計画の施策の基本的方向

生息地の減少、分断、劣化の防止、移入種による影響の防止などを行うこと。

生物多様性保全の基盤となる情報の整備、生息地の復元や回復のための事業など生物多様性保全のための条件整備を図ること。

自然資源の管理と利用を順応的に行うこと

(3) 主な取組状況

平成14年4月の自然公園法改正により、生物多様性の確保が国等の責務として位置づけられるとともに、特別地域における指定動物の捕獲規制、立入制限地区制度、利用調整地区制度等が新たに導入されました。

また、国立・国定公園において、管理が行き届かなくなった里地里山等を対象に、国、地元自治体、NPO等と土地所有者とが管理協定を締結し、当該土地所有者等に代わり管理を行うことができるとする風景地保護協定制度及び公園管理団体制度が創設されました。

国土面積の約14%を指定している自然公園において、7つの国立公園と3つの国定公園で公園区域の見直しが行われ、新たに1,111haが公園区域に編入されています。特に、原生的な自然環境の保護を行うための特別保護区として西表国立公園等で1,824haが指定されました。

平成14年7月に鳥獣保護法が改正され、生態系の攪乱など悪影響のある捕獲個体の放置が規制されるとともに、違法に捕獲・輸入された鳥獣の飼育が禁止されました。

国設鳥獣保護区については、藤前干潟、宮島沼の2箇所811haが新たに指定されています。なお、両保護区はラムサール条約登録湿地にもなっています。

スイゲンゼニタナゴ等5種が国内希少野生動植物に指定されるとともに、生息保護区の指定、保護増殖事業計画の新たな策定に向けた作業が行われました。

国有林野事業において、保護林同士を連結したネットワークである「緑の回廊」について、平成14年度には新たに4箇所の「緑の回廊」が設定されました。

また、都市における生物の生息・生育空間や移動空間となる緑の連続による生物多様性の向上に資する「緑の回廊」の形成の効果の検証等が行われています。

平成14年12月に過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的として、地域の多様な主体が参加して、自然環境を保全、再生、創出し、またはその状態を維持管理する自然再生推進法が制定され、平成15年1月より施行されました。また、同法に基づく自然再生基本方針が、平成15年4月1日に閣議決定されています。

平成13年度より、関係省庁が連携して、釧路湿原における自然再生事業が開始されました。この他の地域においても自然再生の取り組みが進んでいます。

移入種対策として、奄美大島など早急に対応が求められる地域を対象にマングース等の駆除が引き続き行われるとともに、中央環境審議会への諮問により、必要な法制度の整備を目指した検討を行いました。また、国立公園内における移入種対策として、グリーンワーカー事業等による移入種の除去作業等が実施されました。さらに、遺伝子組換え生物の安全な利用、取扱いに関する国際的枠組みであるカルタヘナ議定書の国内担保法である「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律」が平成15年6月に成立し、公布されています。

環境省が行っている「自然環境保全基礎調査」、「モニタリングサイト1000」、国土交通省が行っている「河川水辺の国勢調査」、農林水産省が行っている「森林資源モニタリング調査」、「田んぼの生きもの調査」等、各省庁の自然環境調査への取り組みが進展しており、生物多様性の現状についての把握への取り組みが進みつつあります。

(4) 今後の課題

関係省庁がそれぞれ生物調査等の自然環境に関する調査を充実させつつあり、今後、各調査に

ついてその進展を踏まえ、十分な連携が図られるよう、調査データの相互利用の検討等を行う枠組みの整備が必要です。

~~なお~~生物調査については、~~長期的には~~水質等の調査との連携を図ることも重要です。

~~また~~生物調査を通じた生物多様性の考え方の普及啓発の効果は大きく、調査のやり方等について、関係省庁で工夫を行うことが重要です。

生物多様性に関する専門家の育成を図ることが重要です。

移入種対策に関して、早急に対応が求められる地域において引き続き駆除事業等を実施するとともに、移入種対策の制度化に向けた取組を行うことが必要です。

＝ 国民の間で生物多様性そのものや、新・生物多様性国家戦略についての理解が得られるよう、地方自治体等とも連携し、学校教育等の場も活用しつつ、生物多様性条約や新・生物多様性国家戦略についての普及啓発を一層推進することが必要です。

~~＝ 生物多様性を目的とした事業だけではなく、日常的な様々な事業、取組みについても生物多様性の観点を盛り込むことが重要です。~~

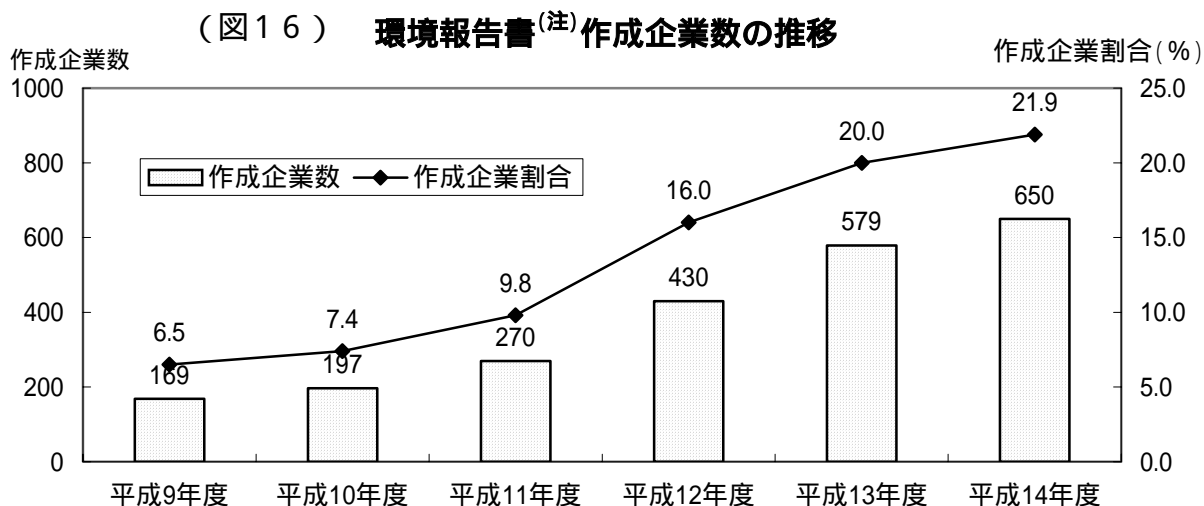
＝ 「なぜ生物多様性が重要か」などをわかりやすく説明できるよう、生物多様性の理念について議論を深め、その深化を図る生物多様性の重要性について理解を得る必要があります。

生物多様性を目的とした事業だけではなく、日常的な様々な事業、取組についても生物多様性の観点を盛り込むことが重要です。

5. 社会経済の環境配慮のための仕組みの構築に向けた取組

(1) 現状

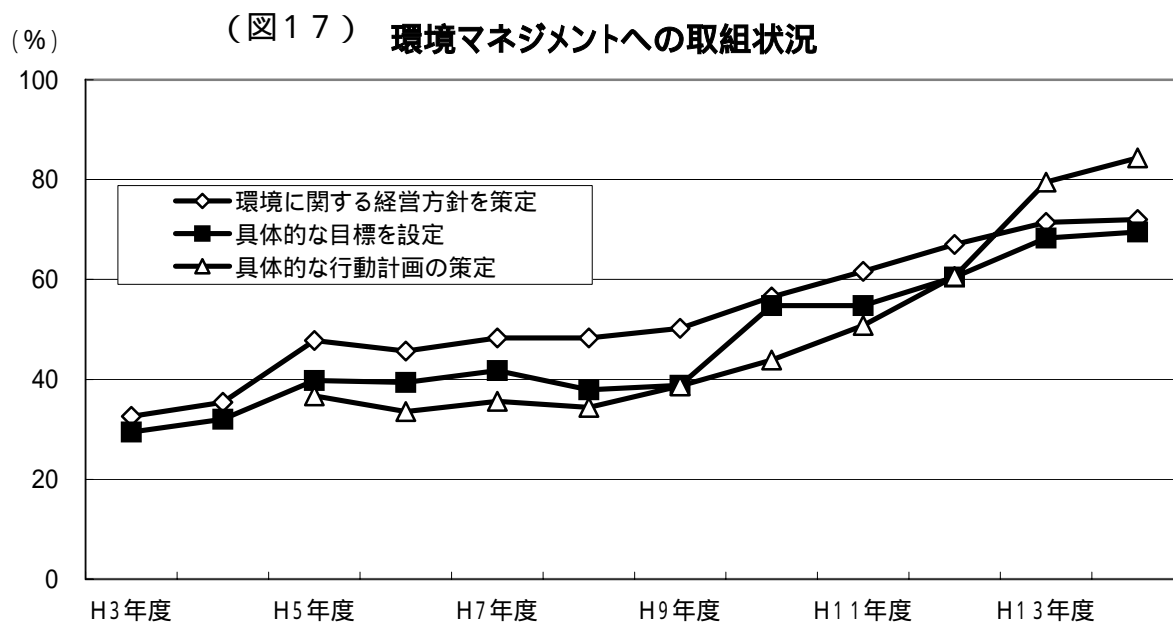
環境報告書^(注)作成企業数については、これまでのところ着実な増加を見せています(図16)。



(出典:環境省「環境にやさしい企業行動調査」)

(注) 環境報告書には、持続可能性報告書等の社会・経済的側面を記載しているものを含む。

環境マネジメントに関する上場企業の取組状況についても、「環境に関する経営方針を策定」、「具体的な目標を設定」、「具体的な行動計画の策定」のいずれにおいても着実に増加しており、事業者による積極的な環境への取組が着実に進展していることがうかがえます(図17)。



(出典:環境省「環境にやさしい企業行動調査」)

(2) 環境基本計画の施策の基本的方向

社会経済システムの環境配慮の織り込みを図る「社会経済のグリーン化」を進めること。

(3) 主な取組状況

- 環境影響評価法（平成11年6月施行）に基づき139件の手続が進められ、うち70件の手続が終了しています（平成15年9月末現在）。また、事業者が正確な環境影響評価を行うための技術手法について、技術ガイド等として公表されています。また、予測の不確実性を補うものとして、適切な事後調査等の実施方法等について検討されています。
- 廃棄物分野に戦略的環境アセスメントを適用する場合の考え方や海外での事例について報告書が公表されるなど、戦略的環境アセスメントについての検討が進められました。また、戦略的環境アセスメントは、東京都や埼玉県で制度化されました。さらに、道路、河川、空港、港湾等について、計画プロセスにおける情報公開や住民参加のガイドライン等が示されるなど、関連する取組も進められました。
- ISO14001についての情報提供及び取得支援等が行われるとともに、環境マネジメントシステム構築融資制度や中小企業等においても容易に環境保全活動に取り組むことができる手法としての環境活動評価プログラム（エコアクション21）、運輸部門のグリーン経営推進マニュアルの普及による中小企業に対する支援等が実施されました。
- ~~3Rの推進、有害物質対策等、約130テーマの標準化を今後3カ年計画でJIS化することを目的とした~~ のための200件を超える標準化テーマから成る環境JIS策定中期計画が策定されました。また、製品の環境配慮性に着目したライフサイクル・アセスメントや環境ラベリングに関する検討及び手法の開発等が推進されました。
- 環境報告書ガイドラインの普及、環境レポート大賞による表彰や環境報告書シンポジウムの開催、第三者レビューのあり方についての検討などにより、環境報告書の普及促進や比較可能性及び信頼性の向上に向けた取組が実施されました。
- 環境会計ガイドラインについての理解を容易にするため、ガイドブックが公表されたほか、環境保全コスト分類に関する手引書が作成されました。また、環境会計の国際動向を把握するため、国際的な議論への参画が積極的に行われました。
- 平成13年10月に設置した中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会の地球温暖化対策税制専門委員会では、温暖化対策税制の制度的論点についての検討を行ってきたところであり、平成15年8月に「温暖化対策税制の具体的な制度の案～国民による検討・議論のための提案～（報告）」をとりまとめ、公表しました。

(4) 今後の課題

＝ アセスメント分野については、以下が今後の課題です。

- ・ 戦略的環境アセスメント

上位計画や政策における環境配慮のあり方については、関係省庁や地方公共団体とも情報交換しつつ、事例を積み重ねるとともに、必要に応じて制度化の検討を進める必要があります。

- ・ 環境影響評価

できる限り定量的かつ客観的で正確な環境影響評価が行われるよう、引き続き技術手法のレビュー、開発及び提供が必要です。また、環境影響評価項目等選定指針などの基本的事項（環境省告示）について、環境影響評価の実施状況や科学的知見の蓄積を踏まえ、点検を行い、その結果を公表することが必要です。さらに、環境影響評価手続の中の方法書手続きの機能が十分に発揮されるよう、事業者と国民の円滑なコミュニケーションを進めるための手法や国民にとって利用しやすい形での情報提供のあり方について検討を進める必要があります。

＝ 中小規模の事業者などがISO14001等の環境マネジメントシステムの導入に向けた取組を始めることを促す手段として、低利融資、研修をはじめとする取得促進のための支援、簡易な手法である環境活動評価プログラム（エコアクション21）の普及と第三者認証の実施に向けた検討を引き続き進めることが必要です。

＝ 事業者や消費者の環境に配慮した生産・消費活動を促進するため、ライフサイクル・アセスメントや環境ラベリング等の手法について、引き続き検討を行い、また、その有効性について関係者の自主性をいかしながらパートナーシップの下で普及・啓発を進める必要があります。

＝ 「循環型社会形成推進基本計画」（平成15年3月閣議決定）に掲げられた環境報告書の普及目標等を踏まえ、さまざまな規模、業種を含め幅広い事業者に環境報告書の作成と公表の取組を広げていくため、ガイドラインの改訂、普及や表彰制度、データベースの提供などを通じた取組支援を引き続き行うことが必要です。

＝ ガイドライン等による環境報告書の普及促進とだけでなく、情報内容の充実など環境報告書の質の面での向上の同時達成を図るため、比較可能性や信頼性を向上するための手法としての環境報告書の第三者レビュー推進に向けた検討を引き続き進めることが必要です。

＝ 環境会計については、環境会計ガイドライン等を通じて普及促進を図るとともに、その手法は未確立の部分も残されていることから、環境会計手法の確立に向けた検討を進めていくことが必要です。

環境報告書の作成や環境会計の導入が着実に進展しているなど、情報の発信主体の側には成果が見られており、今後は、国民など情報の受け手の側が、これらの情報を具体的な消費行動に反映させるなど、情報をより適切に活用できるような促すための方策についての検討もが必要です。

＝ 税、課徴金等の経済的手法については、温暖化対策推進大綱に基づき進められている現行対策の評価の結果必要とされた場合に備え、他の政策手法との組合せ・比較を検討しながら、環境保全上の効果、マクロ経済・産業競争力等国民経済に与える影響、諸外国における取組の現状等の論点について、様々な場で引き続き総合的に議論することが必要です。